

『下川町奨学金返還支援制度』が始まります!

若年者の教育費の負担軽減、移住・定住の促進、地域産業を担う人材を確保するため、町内事業所等（※）に就職した方が、大学等を卒業後、在学中に貸与を受けた奨学金の返還に対して、その一部を支援します。

※町内に本社を有する法人又は町内で事業を営む個人事業者

【対 象 者】

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の在学中に借入した奨学金を現在返還している町民で、町内に就労した日から2年が経過した人。（公務員は除く。）

※令和6年4月1日以降に就職していることが要件となります。（それ以前から就職している人は対象外になります。）

【補 助 額】

■ Uターン者等

月額3万円以内、最長5年間（最大180万円）

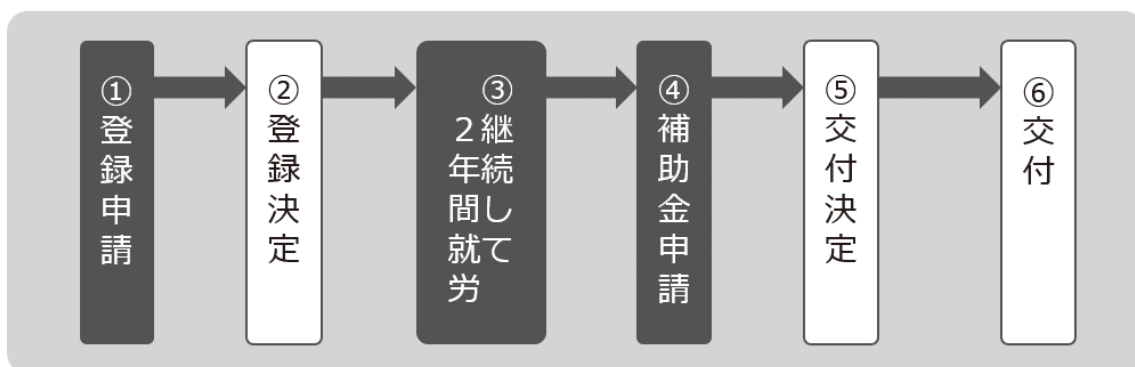
※町内に3年以上居住したことがある方若しくは3年以上居住している人。

■ Iターン者

月額2万円以内、最長5年間（最大120万円）

※町外から転入してきたUターン者等以外の人。

【補助金交付までの流れ】 ※まずは、就職後、①登録申請をお願いします。



※④補助金申請は、毎年度申請していただきます。（申請年度の1月1日に本町に住民登録があり、現に居住し就労していること。）

詳細はこちらから



■お問い合わせ

総務企画課 企画調整係

☎ 4-2511 内線 232

☆ 4-251102